

## 第 3 次芦屋町教育大綱の策定について

平成 30 年度に第 2 次芦屋町教育大綱を策定しましたが、実施期間を令和元年度～5 年度としており、本年度で満了となります。このため、本年度中に第 3 次芦屋町教育大綱を策定することとしております。

### 1. 法的根拠について

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

### 2. 策定のポイント（前回からの変更点）について

これまでの大綱は「学校教育の取り組み」と「社会教育の取り組み」の 2 本柱とし、社会教育の取り組みの 1 つとして、「歴史・文化の保護と振興」を推進しています。

しかしながら、令和 4 年度に芦屋釜・歴史文化課を設置する等、「歴史・文化」については、現在町として特に力を入れている分野です。

このため、「社会教育の取り組み」から歴史・文化に関する内容を独立させ「歴史・文化の取り組み」を新たな柱とし、3 本柱の構成に変更したいと考えます。

### 3. 実施期間について

(大綱について (文部科学省 平成 26 年 7 月 17 日通知) より)

「大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることを鑑み、4 年～5 年程度を想定しているものであること。」

これにより、国の教育振興基本計画と併せ、実施期間を 5 年としたいと考えます。

※第 2 次大綱の実施期間と同様

【参考】国の教育振興基本計画：令和 5 年～令和 9 年の 5 年間

### 4. 今後のスケジュールについて

- ・ 10 月上旬 総合教育会議 (第 2 回)
- ・ 10 月下旬 政策会議 ※町としての意思決定会議 …パブリックコメントの実施
- ・ 12 月中旬 議員にパブリックコメント実施の文書報告
- ・ 12 月下旬～1 月下旬 パブリックコメントの実施
- ・ 2 月上旬 総合教育会議 (第 3 回)